

# 鏡野町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年5月1日策定

## 1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、町が行う物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものである。

## 2 適用される組織の範囲

この方針は、鏡野町のすべての行政組織が発注可能な物品等に適用する。

## 3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく事業所等
  - ア 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援事業所(A型及びB型)
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令で定める事業所
  - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
  - イ 次に掲げる要件をすべて満たす重度障害者多数雇用事業所
    - ① 障害者の雇用者数が5人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)
  - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

## 4 調達する物品等

調達を推進する物品等については、次に掲げるとおりとする。

- ① 物品  
事務用品、印刷物、食料品、飲料品、小物雑貨、その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- ② 役務  
印刷、クリーニング、清掃、施設管理、情報処理、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

## 5 目標

障害者就労施設等からの物品等の達成目標は、前年度の実績を上回るよう努める。

## 6 調達の推進方法

障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、本町に帰属するすべての行政組織が、障害者就労施設等から物品等の調達を推進するように努める。

また、物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するものとする

## 7 調達実績の公表

障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等調達実績の概要を取りまとめ、本町ホームページ等により公表する。

## 8 その他

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に資するため、必要に応じて本方針の見直しを行うこととする。

(2) この方針に定めるもののほか、この方針の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 別 表

事業所名称	事業所住所	電話番号	内容
就労継続支援 B 型事業所 あさひ園	鏡野町真加部 455-2	0868-54-3365	クリーニング取り次ぎ・軽作業・栽培等
生活介護事業所 アプローチ	鏡野町入 1140-1	0868-54-7677	花苗等
地域活動支援センター 作業所ふきのとう	鏡野町古川 439-1	0868-54-1132	小物等